

都市公共政策ワークショップ  
「最近の紛争解決手続きを考える」

弁護士 高須要子

【講義】

1 はじめに - 最近の法制度の改廃について

昨今、内外の社会経済情勢の変化が大きくなり、グローバル化の動きに。

その影響により、

ア) 紛争の実状は変化

イ) まったく新しいタイプの紛争  
が起きている。

これに対応して、迅速な紛争解決のために、1999年頃から、

ウ) 司法制度の改革  
が始まった。

本講の結論は、救済を求める手続として、訴訟以外の手続であるADR（裁判外紛争解決手続）  
に注目すべきということである。

2 民事関係の手続法

(1) 平成8年 新民事訴訟法制定（最終改正平成19年）

・新民事訴訟法について

(2) 平成15年7月 裁判の迅速化に関する法律（迅速化法）

・迅速化法について

(3) 平成16年12月 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）

・ADR（裁判外紛争解決手続）法について

・総合紛争解決センターについて

(4) 平成17年4月 労働審判法

・労働審判について

・労働審判の利用件数（全体の40%）

・平均審理期間：2.4か月 3か月以内：76.2% 6か月以内：99.4%

手続法改正だけでは足りない。実体法の改廃に及んでいる。

・民事関係：民法（明治29年）特別法を追加することで時代の変化に対応。

現在、民法改正作業が行われている。

・商法関係：平成17年に会社法が制定。

世の中の変化への対応

・立法しない場合：法解釈での対応 判例の解釈が多様化 対応には限界がある 立法する必要がある。

- ・立法する場合。：法改正がすすまない。

### 3 家事調停について

- ・年間 30 万件を越える。

### 4 行政事件について

- ・ADR の対象となるか 基本的には対象にならない。
- ・行政機関が和解の仲介、あっせん、仲裁をできる場合 法に規定ある場合がある。

#### **【質疑応答】**

Q ADR のデメリット？

A 相手が応じない場合に手続がすすまない。

Q 低所得者への配慮？

A 法律扶助の活用が考えられる。

Q 弁護士費用？

A ADR の費用に弁護士費用は含まれない。弁護士費用は弁護士によってさまざま。

Q ADR センターで対する担当者？

A 専門家と弁護士が対応。

Q ADR と、調停・審判・和解・仲裁の関係？

A いずれでも選択できる。ADR で和解できなかった場合、他の制度を利用できる。選択の幅が増えるということである。

Q 行政関連での ADR の適用可能性？

A 当事者訴訟、損害賠償に適用の可能性はあるではないか。ただし、個別の和解を前提としているので適用できるかどうかは不明。

- 以上 -